

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年10月21日提出
【発行者名】	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 岡田 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区新富一丁目14番1号 いちご八丁堀ビル8階
【事務連絡者氏名】	橋本 美紀
【電話番号】	03-5542-7000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	インドネシア債券ファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年12月20日付をもって提出しました有価証券届出書（平成26年6月24日、9月24日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出済み。以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還などに伴う記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

平成25年12月21日から平成26年12月22日までとします。

・ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドは、平成26年11月26日をもって信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。当該繰上償還を行うこととなった場合、申込期間は平成26年10月21日までとします。詳しくは後述「(12) その他 信託契約の解約（繰上償還）の予定について」をご参照下さい。

<訂正後>

平成25年12月21日から平成26年10月21日までとします。

(12)【その他】

<訂正前>

信託契約の解約（繰上償還）の予定について

当ファンドは、平成22年9月30日の設定以来、運用の基本方針である、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドの純資産総額は減少傾向を辿り、当ファンドの運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難な状況となってまいりました。

委託会社では、このような状況を鑑み、以下のスケジュールに沿って信託契約を終了する予定です。

- ・ 受益者および受益権口数の確定日：平成26年9月25日
- ・ 議決権行使期間：平成26年9月25日～平成26年10月20日
- ・ 書面による決議の日：平成26年10月21日
- ・ 信託終了（繰上償還）予定日：平成26年11月26日

平成26年10月21日の書面決議において、平成26年9月25日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決された場合、平成26年11月26日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。その場合、平成26年10月22日以降の受益権の取得購入申込みの受付は行いません。なお、本議案が否決された場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

<訂正後>

信託契約の解約（繰上償還）の実施について

当ファンドは、平成22年9月30日の設定以来、運用の基本方針である、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、当ファンドの純資産総額は減少傾向を辿り、当ファンドの運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難な状況となってまいりました。

委託会社では、このような状況を鑑み、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、繰上償還を行うための書面決議（平成26年10月21日）を行った結果、平成26年9月25日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の半数以上で、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されたため、平成26年11月26日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。また、平成26年10月22日以降の受益権の取得購入申込みの受付は行いません。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

平成32年9月23日までとします（平成22年 9月30日設定）。

ファンドは「（5）その他 信託の終了（繰上償還）」の規定にしたがって繰上償還を予定して
おります。

平成26年10月21日の書面決議において、平成26年9月25日現在における当ファンドの議決権を行使するこ
とができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可
決された場合には、信託期間は平成26年11月26日までとなります。

<訂正後>

平成26年11月26日までとします（平成22年 9月30日設定）。